

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第18号 (平成24年10月15日認定決定)

社会福祉法人 松寿会(坂出市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 178人(うち女性 108人)

◆計画期間 平成22年9月16日から平成24年9月15日

[両立支援に関する制度]

- 子の看護休暇は時間単位で取得でき、1年につき2日間まで有給とする制度にしました。
- 育児短時間勤務の制度を、子が小学校就学前まで利用できるように整備しました。

[休業取得者が職場復帰しやすい環境づくり]

- 育児休業中の職員に対し、定期的におおむね2か月に1回)面談し休業取得者の不安を解消し、スムーズに職場復帰できるよう情報提供を実施しています。

[仕事と家庭を両立しやすい職場づくり]

- 職員にとって働きやすい職場を目指すため両立支援に取り組むという法人の方針を行動計画で具体化。法人をあげて目標達成に取り組むことを経営会議で幹部職員に周知徹底し計画的に取り組みました。

[年次有給休暇の取得促進のための取組]

- 年次有給休暇の制度・意義等をまとめたポスターを作成・掲示するとともに、管理職に理解を求めため、会議等で説明を行いました。

[育児休業取得状況]

- 計画期間中に出産した女性従業員6人全員と、男性従業員1人が育児休業を取得しました。

企業からひとこと

日頃プロとして働いている職員も、家では子供たちの大好きなお父さん・お母さんです。その子供たちの笑顔を絶やさないような取り組みを一步ずつ進めていき、“仕事”と“子育て”を両立している姿が、次に続く若い世代のお手本となり、制度が広く普及していくよう努めてまいります。



子供と接する時間を大切にしています。

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>